

第 7 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4 年 7 月 1 5 日(金) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 2 2 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 2 3 号
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 8名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
4番 金沢 和則 6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友
8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 11名

11番 根本 浩一 12番 郷 義郎 13番 円谷 和司
14番 近内 壽夫 15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄
17番 味原 孝一 18番 南條 博 19番 添田 勉
20番 小池 力 21番 福田 正三 22番 斎藤 英幸

欠席委員 5番 芳賀 正幸

事務局 事務局長 荒木 成輔
事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司
書記 会田 勇輝

- ・ 議 長 本日の出席は20名です。定足数に達しておりますので、只今より第7回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、6番 緑川一男委員 7番 緑川喜友委員を指名いたします。

(1) 議案第22号

- ・ 議 長 議事に入ります。議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から3につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・ 議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました金沢和則委員に報告を求めます。

- ・ 金沢和則委員 農地法第3条第1項番号1許可申請に対する現地調査の報告をいたします。調査日令和4年7月9日土曜日午前9時00分から、調査担当、遠藤武重委員、小池力委員、味原孝一委員、金沢和則委員、立会人は譲受人である〇〇〇〇〇さんであります。

申請地は石川町字〇〇〇〇〇番〇、地目は田、面積3,509㎡、石川町字〇〇〇〇〇番、地目は畑、面積1,479㎡であります。

申請地は、〇〇〇〇〇から直線距離で北に約1km、現在工事中の石川バイパス沿いに位置しています。申請地は今回、譲渡人から当該農地を売り渡したいと要望があり、申請となりました。なお、申請地は現在耕作しておりませんが、譲受人が草刈り等の維持管理を行い、耕作するよう努めるとのことです。

以上、調査した結果この案件は問題ないものと考えますので、皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・ 議 長 只今報告ありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第22号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました金沢和則委員に報告を求めます。

・金沢和則委員 農地法第3条第1項番号2許可申請に対する現地調査の報告をいたします。調査日令和4年7月9日 午前9時30分から、調査担当、遠藤武重委員、小池力委員、味原孝一委員、金沢和則委員、立会人は譲受人である〇〇〇〇〇さんであります。

申請地は石川町字〇〇〇〇〇番、地目は田、面積2, 226㎡です。

申請地は、〇〇〇〇〇から直線距離で南に約3km、譲受人の自宅から30mほどのところに位置しています。申請地は従来、譲受人が耕作しており、今回譲渡人から正式に譲り受けることになりました。

現地調査の結果、当案件につきましては、問題はないものと考えますので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第22号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました緑川一男委員に報告を求めます。

・緑川一男委員 農地法第3条第1項番号3の現地調査の結果を報告します。調査日は令和4年7月10日午前9時00分から、当該地にて、譲受人の〇〇〇〇〇さん、最適化推進委員の添田勤さん、譲渡人は私用の為、委任するという事で私の3名で実施しました。

場所は、県道赤坂西野線を南山形方面へ向かい〇〇〇〇〇から北へ500m位行った。石川町大字北山形字〇〇〇〇〇番、田、290㎡、〇〇〇〇〇番、田、180㎡、〇〇〇〇〇、田、694㎡、〇〇〇〇〇、田、654㎡、合計4筆1, 818㎡です。

譲渡人、〇〇〇〇〇、農業兼会社員、住所は須賀川市〇〇〇〇〇。

譲受人、〇〇〇〇〇、農業兼会社役員、住所は石川町〇〇〇〇〇。

申請理由は、譲渡人は遠方の為耕作することが困難になったので隣接地である譲受人に無償贈与する。譲受人はその土地を耕作し、維持管理するということでした。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしくお願いいたします。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第22号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第23号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第23号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局次長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第23号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号93を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時04分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年7月15日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 6番

_____ 7番